

西日本高速道路株式会社と四国電力株式会社の 連携に関する協定について

～ 災害時の相互連携に向けて ～



四国電力株式会社

平成30年6月22日
西日本高速道路株式会社
四国電力株式会社

1. 協定概要

○ 協定の名称

「西日本高速道路株式会社と四国電力株式会社の連携に関する協定」

○ 目的

災害発生時における迅速な被災地復旧活動の展開を目的とし、円滑な相互連携を図る。

○ 締結者

- ・ 西日本高速道路株式会社
- ・ 四国電力株式会社

代表取締役社長

石塚 由成

取締役社長

佐伯 勇人

2. 連携内容



<平時>

○連絡会議および連携訓練等の実施

<災害発生時>

- ・電力施設等の被害状況及び停電・復旧状況に関する情報提供
- ・緊急車両等が移動の際に発見した道路の被害状況等の提供

- ・緊急車両等の優先通行に関する便宜提供
- ・緊急開口部の活用に関する便宜提供
- ・災害時の拠点となるサービスエリア等スペースの提供

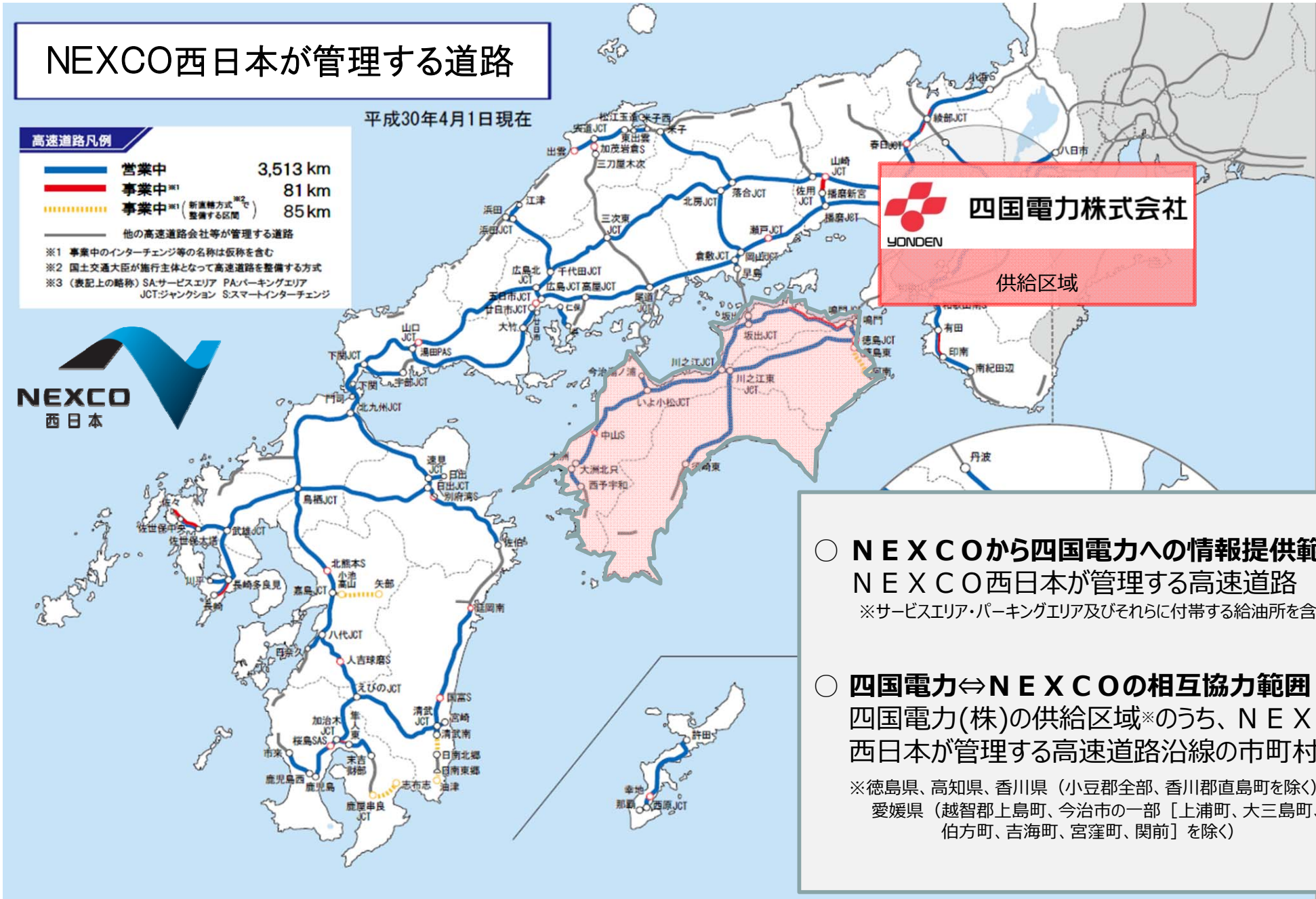
～災害発生時における円滑な相互連携協力～

迅速な被災地復旧活動を展開



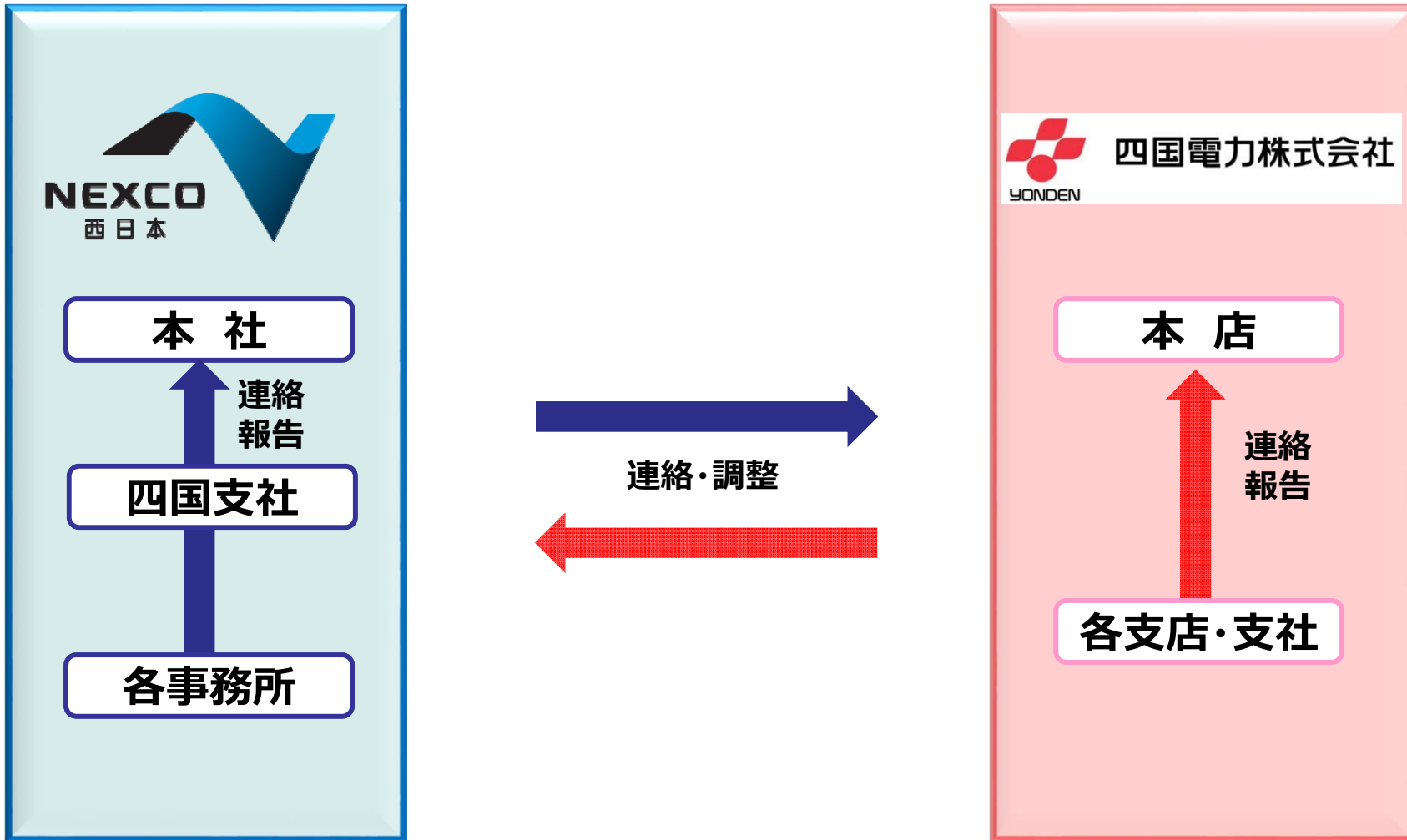
四国電力株式会社

3. 協定の範囲



4. 連絡態勢の確立

- 災害発生時に連絡態勢を確立し、相互に協力して被害情報等必要な情報を共有



5. NEXCO西日本による四国電力への協力

○災害時には相互協力を実施

災害が発生し相互協力が必要と判断した場合には、自らが行う業務に支障のない範囲で相互に協力し、被災地の迅速な復旧に貢献する



四国電力株式会社

連携



緊急開口部の活用



緊急車両・災害対応車両の通行



サービスエリア等スペースの利用



早期送電



被災地の復旧

6. 四国電力によるNEXCO西日本への協力

○災害時には相互協力を実施

災害が発生し相互協力が必要と判断した場合には、自らが行う業務に支障のない範囲で相互に協力し、被災地の迅速な復旧に貢献する



四国電力株式会社

連携



停電・復旧状況の情報提供



緊急車両等が移動の際に 発見した道路被害情報



例) 一般道を移動中に発見した損傷

早期道路復旧



被災地の復旧

7. 平常時からの災害復旧に関する連携・交流等

○災害時に備え、平常時から「顔の見える関係」の構築

- ・災害発生時に備え、平常時から災害対応の課題を共有し、相互の役割などを継続的に双方で確認
- ・連絡会議や各種連携訓練等を通じて、災害対応力の強化を図る

・連絡会議



・各種連携訓練



8. 緊急車両等の通行経路イメージ（参考）

○被災状況を踏まえた高速道路の通行帯と緊急開口部の活用により緊急車両等がいち早く被災地域へ到着することが可能になる

